

(要領様式第6号)

## 事業計画書に対する知事意見書

5 佐地環第30-2号  
令和5年8月15日

株式会社みすゞ工務店  
代表取締役 前島 茂義 様

長野県佐久地域振興局長

令和5年2月9日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです

### 1 提出のあった事業計画書

|   |  |               |
|---|--|---------------|
| 廃棄物の処理施設の設置の場所  | 長野県上田市御嶽堂字峠1816番1、1901番                                |               |
| 廃棄物の処理施設の種類   | 中間処理施設（破砕）   |               |
| 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） | 破砕する産業廃棄物<br>がれき類（特別管理産業廃棄物を除く）                        |               |
| 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量）      | ○産業廃棄物処理施設の変更許可<br>がれき類<br>304 t / 日（38 t / h 8時間稼働）   |               |
|   | ○産業廃棄物処理施設設置許可<br>がれき類<br>2,576 t / 日（322 t / h 8時間稼働） |               |
| 変更の概要   | 新  | 旧             |
|   | 設置場所の変更<br>上田市御嶽堂字峠1816番1                              | 上田市御嶽堂字峠1901番 |

### 2 知事意見

|                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| 対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見 | 事業計画書は適当なものと考えられます。 |
| 合意形成の方法に関する事項についての意見        | 事業計画書は適当なものと考えられます。 |
| その他知事が必要と認める事項についての意見       | 特にありません。            |